

包括連携協定に基づく
芦屋市と国立大学法人神戸大学大学院保健学研究科との
健康増進に関する協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と国立大学法人神戸大学大学院保健学研究科（以下「乙」という。）は、甲と国立大学法人神戸大学が締結する包括連携に係る協定（以下「包括連携協定」という。）に基づき、甲乙が健康増進に関する取組を進めるに当たり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が、認知症予防や介護予防などの分野において、それぞれが保有する資源を活用し、市民の健康福祉の増進と当該分野の研究発展等に寄与することで、住民が安心して暮らせる地域づくりに資するため、甲乙が行う具体的な取組の内容及び実施方法を取り決めることを目的とする。

（実施事項）

第2条 本協定に基づく実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の認知症予防や健康づくりを目的とした臨床研究やプログラムの推進
- (2) 健康寿命延伸及びウェルビーイング実現のための共同研究
- (3) 地域課題・データの共有
- (4) 研究者、学生と市職員、医療・介護に関わる専門職等との交流及び人材育成
- (5) 認知症予防や介護予防に関する情報発信の相互支援及び共同実施
- (6) その他、本協定の目的を遂行する上で必要な事項

（覚書等の締結）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる実施事項を円滑に推進するため、双方協議の上、必要に応じて、実施事項の細目を定める覚書等を締結するものとする。

（協定の有効期間及び廃止）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出が無い場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(秘密情報の取扱)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき甲乙間で行う情報の提供の時期、内容、方法等について、都度、双方協議の上定めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に当たって甲乙間で共有された甲又は乙が保有する資料及び情報並びに本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「情報等」という。）の管理について、包括連携協定第6条の規定の範囲で、双方の内部規程等に基づき、適切に実施するものとする。

(研究成果の公表)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく実施事項において得られる研究成果の公表については、その都度、双方協議の上、公表内容、方法等を定めるものとする。

(知的財産の取扱)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく実施事項において得られる知的財産の取扱については、その都度、双方協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、芦屋市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱、包括連携協定並びに本協定の内容を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定・その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

令和7年12月25日

甲：兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市

芦屋市長

(自署)

乙：兵庫県神戸市須磨区友が丘7丁目10番2

国立大学法人神戸大学大学院保健学研究科

研究科長

(自署)